

入札公告に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	開札	2	6	(1)							<p>提案書の受付期限後に開札されることが一般的ですが、提案書受付期限を開札後に設定している理由は何でしょうか。</p> <p>技術提案書の提出期限を令和5年10月13日(金)午後2時に変更します。</p>

入札説明書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
2	誘致すべき大会	3	2	(5)	②	ア					プール、スケートリンクの機能として開催が求められる大会は、要求水準書の別紙18に記載の大会は、すべて継続して実施することが原則でしょうか？	別紙18については、現施設での実績を示しているだけで原則ではありません。競技団体からの継続使用の要望があれば、柔軟な対応をお願いします。また、今回の再整備で全国級の大会が開催できる仕様になりますので、大会の種類・回数は増えていくことが想定されます。
3	事業期間	4	2	(9)							設計・建設期間の短縮及び早期供用開始の提案は評価対象ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	供用開始日	4	2	(9)							供用開始日は「令和10年1月10日までとし、事業者の提案を踏まえ、事業者決定後に市と事業者の協議により決定する」とありますが、協議の結果、事業者が提案した供用開始日と異なる日となった場合には、サービス購入料B、C、Dもそれに伴って変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	開業準備段階	4	2	(10)	②						開業準備に関する業務で、式典の規模、招待選手等の内容により、予算差が大きいと考えます。これら予算は市の負担と考えて宜しいでしょうか。また想定する一定の事例や規模をご教示頂きたく存じます。	要求水準書に記載の通り、開館式典は市が実施することとしております。事業者は式典実施後に市民が参加できる開館記念イベントを実施してください。イベントにかかる費用は事業者負担となります。内容については、事業者の提案としてください。
6	設計・建設の対価の支払い時期	5	2	(11)	①	ア					出来高等に基づき支払うとございますが、支払いの時期、回数については、どのようにお考えでしょうか？	事業契約書(案)別添資料2の5頁4(1)をご参照ください。
7	開業準備期間中の水光熱費	6	2	(11)	①	イ					開業準備期間中の水光熱費は、サービス対価に含めてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
8	事業者の収入	6		(11)	①	エ					光熱水費の実績について、想定以上&以下の市の対応についてご明示頂いていますが、その上で一定の使用数量の想定をご明示頂く事をされる予定はございませんか。各社提案額に差が発生する事を懸念しております。	使用数量を示す予定はございません。
9	自由提案事業	6	2	(11)	②	イ					「事業者は、市から本事業の目的に合致すると認められた範囲内において、自らの提案により自由提案事業を実施し、収入を得ることができる。」との記載がございますが、不採算等の理由で当初の「提案内容」・「期間」を満たさず自由提案事業を撤退する場合、それに対するペナルティは特に課せられないという認識でよろしいでしょうか。ご教授願います。	自由提案事業の事業者による任意の中止または終了の可否及び中止及び終了時の条件は、中止または終了が申し出られた際の市と事業者の協議により決定されますが、市としては、中止または終了がやむを得ないものと認められる場合には、当該中止または終了それ自体に対するペナルティは科さないものと考えております。
10	参加表明後の担当業務の変更	7	3	(1)	①	ウ					参加表明書提出後に、担当業務を変更・追加すること(例えば、運営企業で申請、その後備品設置業務を追加等)は可能でしょうか？	構成員、協力企業のいずれの立場であるか及び担当業務については、参加表明書等の提出時に明らかにすることを求めています。参加表明書提出後に、担当業務を変更・追加することは認めません。

入札説明書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
11	入札参加グループの資格要件	9	3	(1)	②						「その他企業」として参加申請する場合、当該項目に「令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること」との記載がないため、様式2-5入札参加資格確認申請書兼誓約書における「令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていることを証する書類」の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、当該企業が令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、「令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていることを証する書類」を提出してください。
12	建設に当たる者	9	3	(1)	③	イ					建設に当たる者が複数いる場合、その全ての企業に対し(c)の要件が必要なのではなく、いずれか1者が「建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査(有効期間内にある直近のもの。)の結果において建築一式工事における総合評定値が1,500点以上」であればよいものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	入札参加資格要件	9	3	(1)	④	ア					運営体制について複数社の共同体を想定しています。構成企業の1社が必要要件(共通部分:神戸市業者登録および運営企業要件部分:プール運営実績)を満たしている場合、他の運営企業がSPCに出資予定である場合、構成員として申請してよいでしょうか。	本施設の運営に当たる者は、令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていることが必要です。なお、運営実績の要件については、運営に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が当該運営実績を有すればよいものとします。なお、3(1)②入札参加グループの参加資格要件(共通)を満たしていれば、入札参加グループの構成員及び協力企業になることは可能です。また、運営に当たる者から、運営に当たる者以外の者に、運営に関する一部の業務を委託することは妨げてはいません。
14	本施設の運営・維持管理に係る参加資格要件	9	3	(1)	④,⑤						運営並びに維持管理に当たる者が各複数の場合は、そのうち1者が実績を有すればよいものとしますが、その他者は神戸市競争入札参加資格名簿に記載がなくても運営に当たる者、維持管理に当たる者として参加することに問題がないとの認識でよろしいでしょうか。	本施設の運営に当たる者、維持管理に当たる者は、いずれも令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていることが必要です。なお、実績の要件については、運営に当たる者、維持管理に当たる者が複数の場合は、それぞれ、そのうちの1者が当該実績を有すればよいものとします。
15	参加資格の確認等	10	3	(2)							「・・・提案書の提出締切日から落札者決定日までの間に、「(5)-①-イ」に定める参加資格要件を・・・」とありますが、「3-(1)-②」の誤りでしょうか。	ご理解の通りです。入札説明書を修正します。
16	構成員・協力企業の交代	10	3	(2)		ア					代表企業を除く構成員・協力企業の交代は、提案書提出締切前日までは、交代する企業が参加資格を満たしていれば、お認め頂けると考えてよろしいですか？	構成員、協力企業のいずれの立場であるか及び担当業務については、参加表明書等の提出時に明らかにすることを求めています。代表企業を除く構成員・協力企業の交代は、構成員・協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合のみ可能です。
17	質問・意見の回答	11	4	(2)							「令和5年8月31日 入札説明書等に関する質問・意見の回答(第2回)公表(予定)」との記載がございますが、回答を踏まえた検討期間を十分に確保し提案書作成を行いたく、そのため可能な限り早期にご回答いただきたく存じます。(予定)との記載がございますが、日時が決定いたしましたらご教授願います。	ご意見として承ります。
18	入札参加グループとの競争的対話	13	4	(3)	⑦						競争的対話をオンラインで拝聴することは可能でしょうか。	競争的対話の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて市が決定することとしています。オンラインでの参加については検討します。

入札説明書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
19	競争的対話	14	4	(3)	⑦	オ					「対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項・質問回答等として、対話を行った全ての入札参加グループに通知又は公表する。ただし、入札参加グループの提案、ノウハウ等に関わり、入札参加グループの権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあると考えられるものについては、当該提案、ノウハウ等に関わる入札参加グループのみに通知する。」との記載がございますが、これは公表に先立って、「利害を害するおそれがある」か否かについて、提案者と協議をしていただけると理解してよろしいでしょうか。ご教授願います。	ご理解の通りです。
20	対話の結果	14	4	(3)	⑦	オ					対話の結果は、第2回質問・意見の受付までにご回答・共有いただけますでしょうか？	ご理解の通りです。
21	技術提案書の提出	14	4	(3)	⑨	ア					令和5年10月10日から13日までの午前9時から午後5時までとありますが、入札が午後2時となり、アの提出期間技術提案書を提出しない場合は、入札に参加できないと記載されていますので、午後2時までに持参する必要がありますという理解でよろしいでしょうか。	技術提案書の提出期限を令和5年10月13日(金)午後2時に変更します。
22	ヒアリング	14	4	(3)	⑨	エ					ヒアリングは、事業者がプレゼンテーションを行うものという認識でよろしいでしょうか。また、その場合、①動画の持ち込み可否、②模型の持ち込み可否、③パネルの持ち込み可否、以上三点につきまして決定しておりますらご教授願います。また、提案書に記載していない図表等の提示は可能ですか？併せてご教授願います。	動画や模型、パネルの持ち込みは可能です。ただし、提案書に記載した内容に限定してください。
23	ヒアリング	14	4	(3)	⑨	エ					ヒアリングが予定されていますが、プレゼンテーションも含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
24	ヒアリング	14	4	(3)	⑨	エ					ヒアリングの概要は、入札参加資格確認結果の通知とともにご提示いただけるとの認識で宜しいでしょうか。また、現時点で共有いただける情報があればご提示いただけますでしょうか。	ヒアリングの概要について、入札参加資格確認結果の通知後速やかに提示する予定です。なお、NO.22の回答をご参照ください。
25	予定価格	15	4	(3)	⑩	オ					税込の価格での予定価格の設定はなく、入札価格は税抜き価格で確認するという理解でよろしいでしょうか。	入札書(様式3-1-1)には税込み・税抜き両方の記載が必要です。
26	入札提案書類の公表	16	4	(4)	⑥	ア					提案書には表現方法等も含めて事業者の営業秘密が含まれます。提案書記載の内容自体を公表する場合には、予めご協議頂けないでしょうか。	提案書の使用範囲については、市が事業者へ事前確認を取るものとします。
27	選定委員との接触	18	5	(1)							選定委員との接触が禁止される期間は、落札者決定の日まで、という理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。

入札説明書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質 問	回 答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
28	入札参加資格の審査期間	19	6	(5)							入札参加資格は、基準日(令和5年6月28日)から事業契約に係る議会の議決(令和6年5月予定)までの概ね11カ月程度と考えてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
29	入札参加資格要件を欠くような事態が発生した場合	19	6	(5)							仮に、落札者決定から、事業契約が成立する場合に「参加資格を欠くような事態が生じた場合」により「事業契約を締結しない」事態が発生した場合、基本協定書(案)第11条2項等に規定される違約金は発生しないものと理解してよろしいでしょうか。	参加資格を欠くような事態が生じた場合で、市と落札者が契約締結をしないことに合意しているときは、違約金の徴求はありません。
30	入札参加資格の審査期間の短縮	19	6	(5)							落札決定から事業契約締結まで6か月あり、入札参加資格の欠格期間が他案件と比べても長期にわたります。応募者にとって、不測の事態による失格リスク期間が負担になる為、落札者決定日までや基本協定締結日までの短縮をご検討願います。	原文の通りとします。

要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
31	事業範囲	2	5							P2～P3の事業者の業務範囲や以降のページの要求水準に、プールとスケートリンクの転換に関する業務の記載がありませんが、転換に関する業務について、本事業においてどのように扱うか、ご教授下さい。(業務範囲かどうか。要求水準についてなど)	プールとスケートリンクの転換については、本施設の運営業務・維持管理業務の一環で事業者が行ってください。
32	統括責任者の配置	4	8							統括責任者は非常駐でよろしいでしょうか？万が一、常駐配置が必要な場合、運営管理業務責任者または維持管理業務責任者が兼務とすると、その責任者代理が統括責任者を代行できるとの認識でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。統括責任者は非常駐でも構いません。
33	国際級の大会開催の想定	7	2	(1)						本年1月13日付けで公表された「実施方針に関する質問」NO.2において国際級の大会は主にスケート競技を想定していると回答されています。ここでいうスケート競技とは、フィギュアスケートを示すという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
34	観客席(仮設席の整備)	7	2	(1)						「仮設席の整備(固定席と併せて7,000席以上とする)」とありますが、コストインパクトが大きいため、「6,000席以上」または「7,000席程度」等と条件を緩和していただけないでしょうか。	原文の通りとします。
35	競技者の育成・練習利用について	8	3	(1)	①	ア				本施設の主な用途として記載されている「競技者」とは、後述で仕様対応が要求されているフィギュアスケート、アイスホッケー、ショートトラック、カーリングの4種目が対象でしょうか。	ご理解の通りですが、その他の競技利用を妨げるものではありません。
36	HAT神戸の通年リンクについて	8	3	(1)	①	ア				通年リンクでは、市民の一般利用や大会利用は行わない前提と読み取れますが、本事業の運営計画や収支を想定してよろしいでしょうか？ 本施設開業時に、通年リンクの使われ方(一般利用や大会利用)が前提と異なる場合、サービス対価の変更等の協議に応じて頂けるとの認識でよろしいでしょうか？ 通年リンクで一般利用等が実施される場合、現況でのリスク評価が難しいため、一定の調整額を神戸市の負担として対応いただきたい。	通年リンクの主な用途は競技者の利用を想定しておりますが、一方で一般利用の頻度については本市と通年リンクの事業者で協議を行う予定としています。 通年リンクにおいて、一般利用等が実施された場合でも本市からのサービス対価の調整や補填は行いません。
37	地域性	8	3	(1)	①	ア				HAT神戸との連携等の提案は、評価対象となるのでしょうか。	要求水準書及び落札者決定基準に記載されている内容に合致すれば、評価の対象となります。
38	HAT神戸について【要求水準書】	8	3	(1)	①	ア				HAT神戸では競技者のみの利用で一般から利用料金を取らないという理解でよいですか	NO.36の回答をご参照ください。利用料金については、通年リンクの事業者が判断するものとなっております。
39	通年リンク	8	3	(1)	①	ア				通年リンクの開業時期や具体的な使われ方等の詳細情報が示されていない為、本施設の利用者がどれほど通年リンクへ流れ、収益に影響するかを入札時に見通すことができません。そこで、通年リンクが整備されることにより本事業の収益が減少する場合には市がその収益減少分を補填頂けると考えて宜しいでしょうか。	NO.36の回答をご参照ください。

要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
40	HAT神戸	8	3	(1)	①	ア					HAT神戸に通年利用型アイススケートリンクの整備計画がある、とのことですが、当該施設において市民の一般利用がされると、本施設への売上に大きな影響が出ることが想定されます。当該施設においては、市民の一般利用はされず、あくまで競技者の育成・練習利用のみに限定される、との理解でよろしいでしょうか。	NO.36の回答をご参照ください。
41	ZEB	8	3	(1)	②	ア					「ZEB認証の取得を目指す」とありますが、ZEB認証を取得できない場合でも要求水準未達にならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
42	自動車での来訪に対する考慮	9	3	(1)	⑤	ア					要求水準書P24①駐車場計画に「平面駐車25台以上を確保し管理運営業務に支障のない範囲で一般利用者用に供することが可能」との記載がございます。自動車での来訪者に対する配慮として、どのようなことを期待されているか、例示いただけますでしょうか？	駐車場は、大会関係者や教室の指導者等が利用することを想定しており、料金は無償とします。なお、自動車での来訪者への具体的な配慮は事業者の提案に委ねます。
43	自動車での来訪に対する考慮	9	3	(1)	⑤	ア					要求水準書P24①駐車場計画に「平面駐車25台以上を確保し管理運営業務に支障のない範囲で一般利用者用に供することが可能」との記載がございますが、周辺の既存駐車場等との連携を積極的に模索する方向で進めることも可能でしょうか。	ご理解の通りですが、必ず敷地内に25台は確保してください。
44	空気環境	10	3	(1)	⑤	カ					空気清浄度の設定は、事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	建築物衛生法に準拠して提案してください。
45	施設計画に関する要求水準	11	3	(1)	⑧						環境形成協定(案)について、別紙23環境形成協定(案)に記載のある道路に面する植栽やオープンスペースは、協定内容が確定しているものではないことから、本事業費には含まないものと考えて宜しいでしょうか。	本事業費に含めて検討してください。
46	環境形成協定	12	3	(1)	⑧						別紙23環境形成協定(案)を遵守していなくても失格にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	失格事由に該当します。
47	環境形成協定書(案)	12	2	(1)	⑧						環境形成協定書(案)について、現状、(案)となっておりますが、検討条件として施設計画に大きく制約を受ける内容も見受けられます。提案する上でこの条件を満たしていることが必須という理解で宜しいでしょうか。また、環境形成協定書(案)について、落札後、変更要望等は可能でしょうか。環境形成協定書についての貴市内での今後のスケジュールも含めご教示いただけますでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。中段については、変更要望は可能ですが、基本的には別紙23の内容を変更できないとご理解下さい。後段については、詳細は未定ですが、遅くとも工事着工までには締結する予定です。
48	エントランス位置	12	3	(2)	①	ア					「なお、現在は現施設と神戸市立ポートアイランドホールとの通路は、一般利用者の通行不可としているが、今後当該ルート確保の可能性について、市として検討する。」とありますが、現施設とホールとの間が通行できるかどうかは、本事業のエントランス位置を検討するにあたり、重要な要素となります。いつ頃から通行できる予定か、また、通行可能になることの実現性について詳細をご教示ください。	通行可能になることの実現性及び通行時期については未定です。

要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
49	車両等動線	12	3	(2)	①	イ					「東側の歩行者・自転車道にも出入口を設け・・・」とありますが、敷地東側からの歩行者及び自転車の出入口を設けることが必須との理解で宜しかったでしょうか。 また、「にも」と記載がありますので、複数箇所出入口を設けることは可という認識で宜しかったでしょうか。	前段については、歩行者、自転車及び自動車用の出入口としてください。 後段については、ご理解の通りですが、複数箇所出入口を設けることの可否については事業者が関係部署に確認をしてください。
50	施設計画に関する要求水準	12	3	(2)	①	イ					歩行者・自転車道に設ける出入口について、この出入口が車両用、歩行者用、自転車用の別は提案に委ねられると考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載の通り、歩車分離による歩行者の安全性を確保して、ご提案ください。
51	メインリンク(夏季:メインプール)	13	3	(2)	③	イ					施設計画に関する要求水準の中に「ラインを埋設すること」とありますが、運営業務で対応することによるでしょうか。	ご理解の通りです。
52	要求水準書	13			③	イ					リンクフェンスの出入口は、車いすの利用者に配慮する、とありますが、リンクフェンスのすべての出入口(8箇所)にスロープの設置が必要でしょうか？	すべての出入口に必須ではありませんが、車いす利用者に十分に配慮した配置としてください。
53	要求水準書	13			③	イ					各競技に対応したオフィシャルブース等を設置し、必要な配線を行うこと、とありますが、常時設置ではなく、大会等で必要な場合に対応するかたちで問題ないでしょうか？	常時設置までは求めておりません。事業者の提案となります。
54	要求水準書	14			③	エ					サブリンクのリンクサイズは18m×28m程度とする、とありますが、リンクの形状は四角形・楕円形どちらの形状でもよろしいでしょうか？	楕円形でご提案ください。
55	要求水準書	14			③	エ					サブリンクの氷中には、カーリング(練習用)の競技ラインを埋設すること、とありますが、必要とされるシート数があればご教示ください。	事業者の提案となります。現施設は2シート設置しています。
56	観覧席	14				カ					車いす使用者用客席数を観覧席総数の0.5%を設置とありますが、基準となる総観覧席数のカウント方法をご教示ください。	観客席総数は、仮設席を設置しない場合は固定席の数になりますが、仮設席を設置する場合は仮設席と固定席を併せた数とします。
57	点検時の停電時間	17		(4)	①	ア					点検等による停電の「短時間」について、具体的な時間をご教示いただけますでしょうか？	運営に支障がない時間を想定してください。
58	自家発電設備	18	3	(4)	①	オ					「屋内設置を基本とし、災害に備えた3日分の備蓄燃料が確保できるようにすること。」とありますが、避難所対応として必要最小限の備蓄でよろしいでしょうか。	3日分の備蓄燃料を確保することが要求水準となります。ただし、最低限以上の備蓄をすることを妨げるものではありません。
59	自家発電設備	18	3	(4)	①	オ					「発電機燃料は満油引き渡しとすること」とありますが、本件施設の竣工引渡し時のみとの理解でよろしいでしょうか。	竣工引き渡し時と事業期間満了後の引き渡し時となります。

要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
60	プール循環ろ過設備	23				キ					プール循環の高機能循環ろ過装置(オゾン浄化・紫外線殺菌装置)は塩素による滅菌装置以外に設置をしなければならないものでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。
61	駐車場計画	24	3	(5)	①						令和4年12月28日付け要求水準書(案) 修正案、要求水準書(案)に関する質問回答において、駐車場の一般利用者用に供する駐車場の確保が不可とのことでしたが、入札公告時要求水準書においては、一般利用が可能ということで変更されています。変更した経緯・理由をご教示いただけますでしょうか。また、一般利用可能ということですが、有料としても宜しいでしょうか。なお、25台以上ということで、最大台数の制限はないものとして理解して宜しいでしょうか。	前段については、一般利用を妨げるものではないと判断いたしました。中段については、大会関係者や教室の指導者等の利用は無償としますが、一般利用はご理解の通りです。後段については、ご理解の通りです。
62	広場等のたまり空間	24	3	(5)	③						大会やイベント時の大人数の移動に配慮した広場やたまり空間の確保が求められていますが、屋内の空間も活用しての提案でよろしいでしょうか？	事業者の提案となります。
63	サイン計画	25	3	(5)	⑦						ネーミングライツに関連する表示については、費用負担を含め、すべて本事業とは別途、実施されるものと考えてよろしいでしょうか？	要求水準書47頁の「15(2)ネーミングライツ事業への協力」をご参照ください。
64	ごみ置場	25	3	(5)	⑨						「ごみ置場は屋外に設置し独立した構造とすること。」とありますが、本棟と一体の提案も可という認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
65	国庫補助金等の申請	27	4	(2)	③						国庫補助金等の申請につき、検討されている補助金の概要について、ご教授お願いいたします。	デジタル田園都市国家構想交付金(内閣府)、学校施設環境改善交付金(スポーツ庁)、日本スポーツ振興くじ助成(日本スポーツ振興センター)の活用を予定しています。
66	国庫補助金等の申請	27	4	(2)	③						国庫補助金申請図書作成補助等とありますが、検討されている補助金の種類によって業務工程や各業務費用に影響します。ご検討されている国庫補助金申請についての概要及びその業務量について、ご教示いただけますでしょうか。	前段については、NO.65の回答をご参照ください。後段については、申請書に添付する図面類の作成や費用内訳の積算などが考えられます。
67	設計変更について	28	4	(2)	④	キ					「本施設を取り巻く環境の変化や法令等の改正によって、市の要求事項、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。」とありますが、その費用は貴市にて負担頂けるとのことです。よろしいでしょうか。	設計変更及び設計変更に伴う増加費用の考え方については、事業契約書(案)第33条に規定している通りです。
68	設計変更について	28	4	(2)	④	キ					「本施設を取り巻く環境の変化や法令等の改正によって、市の要求事項、設計に変更が生じる場合は、これに対応すること。」とありますが、上記事由による工事費や運営維持管理費に大きく影響する設計変更は、設計時の変更検討作業も含め、事業者にとって過度な負担リスクになりかねません。設計変更については、別途としていただけますでしょうか。	NO.67の回答をご参照ください。

要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
69	事前調査等	28	4	(3)	①	ア					「近隣住民との調整等を十分に行い～安全を確保すること」とありますが、「安全の確保に努めること」に変更願います。	原文の通りとします。
70	試運転検査の対象	30	4	(3)	③	ア	(イ)				試運転検査を実施する施設は、プールとしてメイン・サブ・通年の3施設、アイススケートとしてメイン・サブの2施設が対象という理解でよろしいでしょうか？	要求水準書に記載の通り、一般室も含めて本施設が試運転検査(停復電試験を含みます)の対象となります。加えてプールとスケートリンクのそれぞれの状態での試運転を実施してください。
71	竣工図書の提出	31	3	(3)	③	イ					「事業者は竣工写真の使用について次の事項を保証すること。竣工写真は、市が行う事務及び市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができる。この場合、著作権名を表示しないことができる。事業者は、あらかじめ市の承認を受けた場合を除き、竣工写真が公表されないようにし、かつ、竣工写真が市の承認しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。」とありますが、市が広報等に公開したものが第三者に閲覧等されることを防ぐことは不可能です。あくまで、事業者が竣工写真を利用する際には、市に事前承諾を得るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
72	竣工写真の保証について	30	4	(3)	③	イ					事業者に対して市の承認しない第三者への閲覧、複写又は譲渡されないようにすることの保証が求められております。貴市が公的機関の広報等にも使用されることから、当該広報資料から複写されることについては、事業者は保証しないという認識でよろしいでしょうか。	NO.71の回答をご参照ください。
73	備品の設置	31	3	(3)	③	ウ					「別紙10器具・備品リスト」に記載のない市の持ち込み備品がある場合は、その取扱いについて、市と事業者で協議して決めること。市の持ち込み備品の設置は事業者の負担により実施する」とありますが、施設への設置に重機等が必要な備品の設置費用については、提案時に事業者で費用を見込むことができないため、市が負担するとの理解で良いでしょうか。	市の持ち込み備品の設置は事業者の負担により実施することを原則とします。ただし、備品の設置に重機等が必要となり、多額の費用負担が生じる場合は、費用負担を協議します。
74	工事監理業務	32	4	(4)							昨今の物価高騰の状況もあり、可能な限り事業費低減が可能な選択肢がとれるよう、「工事監理業務は常駐監理(建築担当者1名以上、その他は適宜とする。)」との記載に関して、非常駐監理も可能としていただけないでしょうか。	原文の通りとします。
75	開業準備に関する業務	33			①						公認の大会(水泳・スケート)及び学校利用のスケジュール調整も開業準備に含まれますでしょうか？ ご教示ください。	ご理解の通りです。
76	開業準備業務計画	33	1	(3)							ホームページ及び予約システム整備事業や事前広報、利用受付業務を、引渡し前(建設期間中)から実施することは可能でしょうか？ またその場合、開業準備業務計画書は、業務着手の1か月前までに提出が必要との認識でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。

要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
77	事前広報活動	34	2	(2)	①						事業者は、開業3ヶ月前までに本施設のパンフレット等を作成し、と記載がございますが、開業準備期間は3ヶ月前からの開始でよろしいでしょうか？	開業準備期間は事業者の提案となります。開業準備業務の実施に必要な期間を確保してください。ただし、本施設のパンフレット等の作成は開業の3ヵ月前までに行ってください。
78	開館式典	34	2	(2)	③	ア					「市が実施する開館式典及び関連事業に協力すること」とございますが、この式典の規模や日数、招待先等、目安となる事例や計画をご教授お願いいたします。また、この式典の実施主体は貴市であり、費用負担等についても貴市との理解でよろしいでしょうか？	式典の内容・規模については、未定です。実施主体は市のため、費用は市が負担しますが、開館記念イベントは事業者の提案、事業者の費用負担で実施していただきます。
79	開館記念イベント	34		(2)	③	イ					開館式典及び内覧会への協力〜で、開館記念イベントの開催時期については指定があるのでしょうか？ ご教示ください。	開催時期の指定はありませんが、一般常識の範囲内で開催してください。
80	管理業務の引継	35	4								引継ぎに係る経費(研修期間中の人件費等)は事業者の負担とございますが、具体的にどのような業務、もしくは体制の引継ぎを想定して、費用算定すればよろしいでしょうか？	利用調整業務の実施方法等の引継ぎを想定しています。
81	既存施設の管理業務の引継	35	4								既存施設とはP.8の「現施設」を指すということよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。要求水準書を修正します。
82	既存施設の管理業務の引継	35	4								「既存施設は、本施設の供用開始前に閉館を予定している」とありますが、①いつ頃閉館を予定しているかご教示ください、②本施設供用開始よりもかなり前に閉館となると、市民の方から利用できる施設がなくなる、とのことで苦情がでることが想定されますが、当該苦情対応を市で行っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	①について、現施設の閉館時期については、本施設の供用開始日を提案いただいた上で、それを考慮して決定します。 ②について、事業者の責めに帰すべき事由がない限りは市が対応いたします。
83	既存施設の管理業務の引き継ぎ	35	4								既存施設の管理業務の引継:事業者は業務の開始に向けて既存施設の指定管理者からの業務を引継とその他の協議を行う。と記載がございますが、既存施設を開業準備室として利用は可能でしょうか？	引継ぎ場所については、本施設の事務所などを使用し、実施してください。現施設を使用する際は、現施設の指定管理者と調整を行い、利用者に影響を与えない範囲で実施してください。
84	運営業務範囲	36	第4	(4)							プール監視業務:プール監視員の配置人数の定数はございますか？	プール監視業務の要求水準を満たすようご提案ください。
85	運営業務範囲	36	第4	(4)							プールの水質衛生管理業務と記載がございますが、水質検査は月1回行い提出義務はございますか？	「遊泳用プールの衛生基準について」及び「プールの安全標準指針」に基づき適切な検査を実施してください。毎月の市への提出義務はありませんが、必要機関への届出は行ってください。
86	個人情報	38	1	(12)	①						改正個人情報保護法の施行に伴い、個人情報保護に関する運用は貴市において見直されたと思われませんが、本記載に変更ないでしょうか。	神戸市個人情報保護条例(平成9年条例第40号)を神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例(令和4年条例第17号)に修正します。

要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答		
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ	
87	要求水準書	39			②	ア	(イ)					専用利用の利用調整について、キャンセル規定があればご教示ください。	神戸市体育施設条例で使用料の返還について、以下のとおり定めています。 (既納の使用料の返還) 第7条 条例第9条ただし書に規定する既納の使用料の返還は、次の各号に掲げる場合に行い、返還する額は当該各号に定めるとおりとする。 (1) 天災その他不可抗力により施設を使用できないとき 全額 (2) 施設の管理運営上の都合により施設が使用できないとき 全額 (3) 使用者が使用日の6日前の日(当該日が休業日の場合は、その翌日)までに指定管理者に使用の許可の取消しを申し出て、使用の許可の取消しを受けたとき 全額
88	利用料金の変更	39	3	(3)								提案どおりの料金設定が実現されなかった場合、提案時の利用料金収入の不足分はサービス購入料の増額にて補填されるとの理解でよろしいでしょうか。	利用料金等の考え方については、要求水準書の別紙12をご参照ください。なお、利用料金の変更の提案を受けた際に、検討の結果、提案されたとおりに利用料金を変更できるとは限りませんが、提案されたとおりに変更できないことを理由として、市はサービス購入料の増額や減額を行うことは致しません。
89	会議室について	39	4	(2)								要求水準書P.39受付業務及びP.40利用調整に記載のある「会議室」とは、別紙7「必要諸室及び仕様」の選手招集室及び役員室の欄に記載されている会議室利用のことに認識してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、それ以外の諸室の利用調整は妨げない予定です。
90	利用料金の徴収	41	4	(3)	①							「利用料金の徴収は、キャッシュレス決済に対応すること」とありますが、①交通系ICカード、QRコード決済、クレジットカード決済等どれにするかは、事業者の提案による、②最低限一つの種類に対応すれば良い、との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案となりますが、利用者が不便と感ずることのないようにしてください。
91	利用者アンケートの実施	43			①	ア						利用者アンケートの実施でプール・スケートシーズンで各1回とありますが、プールは通年営業を行っておりますので、プールシーズンとはどの時期を指すのでしょうか？ご教示ください。	現施設の実施時期は以下のとおりです。同時期に実施してください。 ○50m:7月9日～8月30日 ○25m:9月30日～10月30日 ○スケート:1月24日～2月15日
92	トレーニング指導業務 【要求水準書】	43	6	(1)								トレーニングルームの年齢制限についてご教授ください。	事業者の提案となります。 参考として、文化スポーツ局内の磯上体育館、垂水体育館のトレーニング室は高校生以上が利用可能となっています。
93	プールの水質等衛生管理業務	44	8									「事業者は、プール水の水温を利用者が快適に利用できるよう適切な水温に保持するように管理すること」とありますが、別紙7「必要諸室及び仕様」の備考欄に記載の水温を満たしていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
94	プールの水質等衛生管理業務	44	8							プールの水質等衛生管理業務の項で、事業者は、万が一に備えて従事職員の訓練を定期的に行うこととございますが、訓練とは『地震・火災・急病人・不審者侵入』など全ての避難訓練 防犯訓練を指しているものでしょうか？ご教示ください。	事業者選定後の協議とします。
95	貸靴業務	45	12							提案どおりの料金設定が実現されなかった場合、提案時の利用料金収入の不足分はサービス購入料の増額にて補填されるとの理解でよろしいでしょうか。	貸靴の貸出料金は事業者の提案とすることを想定しておりますが、提案されたとおりに設定されなかった場合(例:提案よりも高くなった場合、低くなった場合)に、市はサービス購入料の増額や減額を行うことは致しません。
96	要求水準書	45	12							貸靴業務について、フィギュア用、アイスホッケー用以外に調達が必要なスケート靴(ハーフスピード・2枚刃など)があればご教示ください。または事業者の提案でよろしいでしょうか？	事業者の提案となります。
97	自主事業	45	14	(1)						「ホームページや広報誌等印刷物を利用した広告宣伝等を想定する。」とありますが、ホームページや広報誌に掲載する広告を募り、広告掲載収入を得る事業を、自主事業として実施可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
98	自主事業	46	14	(1)						「事業者は、自主事業を実施する場合、事業者専用利用に係る利用料金等を支払うこと」とありますが、この場合、要求水準書別紙12に規定する行政財産の貸付料の支払いは不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
99	自主事業	46								水遊びの機会の提供、～と書かれているが、このイベントは有料でしょうか、無料でしょうか？ご教示ください。	イベントの実施方法・規模は事業者の提案となります。
100	自主事業	46								水遊びの機会の提供、～と書かれているが、このイベントを有料で行う場合、料金設定基準はございますでしょうか？ご教示ください。	特に規定はありませんが、常識の範囲内の料金設定としてください。
101	平時の対応	48	15	(3)	②	ア				「避難施設としての維持管理(避難施設表示板、避難者受け入れ場所の確保、物資の備蓄その他)をすること。」とありますが、備蓄物資は、市にて調達・更新されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、独自に備蓄していただくことを妨げるものではありません。
102	平時の対応	48			②	ア				緊急避難場所・避難所としての対応の中で、平時の対応の項目で物資の備蓄その他とございますが、物資とは具体的にどのような物を指すのでしょうか？ご教示ください。	食料・飲料水・寝具等が配布されます。

要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
103	平時の対応	48			②	ア					緊急避難場所・避難所としての対応の中で、平時の対応の項目で物資の備蓄その他とございますが、物資を備蓄するスペースを予め別に用意(作る)する必要がありますのでしょうか？ご教示ください。	ご理解の通りです。
104	災害時の備蓄品の確保有無	48			②	イ					避難施設としての対応で備蓄品(水・食料等)の記載がされてませんので、常時保管しておくことは「必要なし」と理解してもよろしいでしょうか？	物資の備蓄は必要です。
105	維持管理に関する要求水準	50	1								現地見学会に参加した際、現状の維持管理の品質レベルに比べ、要求水準書の管理レベルが高く、乖離が大きいと考えています。事業期間中の維持管理の品質レベルは、現行の品質レベルと同等の管理を想定されておりますでしょうか。	要求水準書の通りです。
106	業務提供時間帯	50	1	(2)	②						「業務区分ごとに業務提供時間帯を設定すること」とありますが、「業務区分」は、事業者の提案によるとの理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。
107	基本方針	50	1	(2)	①						「大会・イベント等の開催を考慮した水準」とありますが、当該記載内容にある水準の具体的な指標や考え方について御教示ください。また、当該水準の尺度として、既存施設の管理仕様・業務水準を以て、達成していると考えてよろしいでしょうか。	前段については、大会イベントが開催されるようスペースの確保・機器の維持管理に努めてください。後段については、現施設の管理仕様に関わらず、業務要求水準を達成してください。
108	用語	50	1	(3)							大規模修繕に関する定義の記載がありませんが、事業期間内に大規模修繕は発生しないという御想定でしょうか。また、万一、高額かつ大規模な修繕が発生したとしても、事業期間内で生じた修繕は、事業者負担で対応することを想定されているのでしょうか。	修繕については、要求水準書60頁9(1)に記載の通り、「事業者は本施設の引渡しから事業期間終了までの間、本施設が正常に機能するために必要な修繕・更新を、規模の大小に関わらずすべて実施することとし、以下に示すとおり計画的な修繕を行うとともに、突発的な不具合にも速やかに対応すること。」とします。
109	プール管理者及び衛生管理者	51	1	(7)	①						遊泳用プール衛生基準ではプール管理者および衛生管理者は規模実情により兼務可能とのことですが、本件でも可能でしょうか？	可能です。
110	プール管理者及び衛生管理者	51	1	(7)	①						維持管理業務責任者もしくは維持管理業務主任担当者がプール管理者及び衛生管理者を兼務することは可能でしょうか？	可能です。
111	プール管理者及び衛生管理者	51	1	(7)	①						運営業務責任者もしくは運営業務主任担当者がプール管理者及び衛生管理者を兼務することは可能でしょうか？	可能です。
112	維持管理業務責任者	51	1	(7)	①						「維持管理の区分ごとに～維持管理業務責任者を定め～」とありますが、維持管理業務責任者を一人定める、との理解でよろしいでしょうか。	要件を満たす維持管理業務責任者を一人定める提案も可能です。

要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
113	業務体制	51	1	(7)						維持管理業務の業務体制として記載がありますが、プール管理者や衛生管理者の設置については、運営業務受託者による選任・配置によっても要求水準を達成・充足すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
114	業務体制	51	1	(7)						「プール管理者や衛生管理者を置く」とありますが、現地に常駐することが必須であると御考えでしょうか。	現地での常駐は必須ではありません。
115	業務体制	51	1	(7)	①					維持管理業務責任者や維持管理業務主任担当者の現地常駐配置が必要ない記載内容のように見受けられます。非常駐による管理は、要求水準書の未達とみなされるのでしょうか？	前段については、維持管理業務責任者または責任者代理は常駐してください。後段については、ご理解の通りです。
116	業務体制	51	1	(7)	②					維持管理業務主任担当者の記載がありますが、各業務に主任が必須でしょうか。この場合、各業務主任者の兼務が可能でしょうか。	維持管理業務主任担当者は各業務に必須ではなく、必要に応じて配置してください。なお、各業務主任者の兼務も可能です。
117	対象文書の保存期間	52		(12)						対象文書の保存期間は「供用開始から事業期間終了時まで」と理解してもよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
118	個人情報	53	1	(13)						改正個人情報保護法の施行に伴い、個人情報保護に関する運用は貴市において見直されたと思われそうですが、本記載に変更ないでしょうか。	NO.86の回答をご参照ください。
119	運転・管理及び日常点検	55	3	(1)	①					スケートリンクは24時間運転可能とありますが維持管理要員が24時間常駐する必要は無いと考えてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
120	運転・管理及び日常点検	55	3	(1)	①					常駐設備員を24時間配置し、運転監視を望んでいるものではないという認識で間違いはないでしょうか。	ご理解の通りです。
121	定期点検の方法	55	3	(1)	③					メーカーによる点検が必要な設備項目はありますか？(エレベータ設備、可動床等)	メーカーによる点検を必須とはしておりません。
122	備品等管理・更新業務	57								備品等管理・更新業務を運営企業が担当することは可能でしょうか。	可能です。
123	全国大会の開催頻度	60	7	(2)	②					年間の実施頻度の想定はありますか？	全国規模の大会開催数について、具体的な計画はありません。

要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
124	清掃業務	60	7	(2)	②						「全国規模の大会開催前には、必要な清掃を実施すること」とありますが、必要な清掃とは具体的に何を想定しておりますでしょうか。 市が最低必要と考える清掃仕様について(実施方法や頻度、清掃内容等)ご教示ください。	清掃項目についての指定は行いませんが、全国から訪れた大会関係者が清潔感を感じ、再度利用したいと思えるような施設の管理に努めてください。
125	大会イベント時の警備	60	8	(2)	③						大会イベント等で警備員の増員対応を要求されるケースはありますでしょうか？ある場合、対応費用は本事業費とは別途との認識でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
126	警備業務	60									「夜間及び休館日は機械警備を基本とし」とありますが、日中の通常業務および巡回業務を運営業務として対応することで、開館日・日中の警備員の常駐を必須とはしていないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
127	修繕・更新の報告	61	9	(2)	③						「本施設の修繕・更新を行った場合、修繕・更新箇所について市に報告を行い、必要に応じて市の確認を受けること」とありますが、修繕・更新を行った都度市に報告となるとかなり業務が煩雑になり、事業者の負担となるため、維持管理業務の月次報告書で報告することで確認いただくこととしていただけないでしょうか。	原文の通りとします。なお、修繕に関する報告書の提出は、維持管理業務に関する月報の提出にあわせても構いません。
128	長期修繕計画策定業務	61	9	(2)	⑥						「事業終了2年前までには、本施設の状況についてチェック・評価し、時点修正を行った長期修繕計画を市に提出すること。」とありますが、時点修正し提出する修繕計画は残りの事業期間の修繕計画という認識でよろしいでしょうか。	長期修繕計画の期間については、供用開始後30年間に修正します。
129	契約又は覚書等の一覧	64	2	(4)	①						締結する予定の契約又は覚書等の一覧の提出は特定業務のみが対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
130	契約又は覚書等	64	2	(4)	①						締結する予定の契約又は覚書の提出は特定業務のみが対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
131	契約又は覚書等	64	2	(4)	②						「市以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合(事業者又は構成員若しくは協力企業が保険契約を締結する場合も含む。)には、契約締結日の14日前まで及び事業契約締結後14日以内に、当該契約書類又は覚書等の写しを市に提出すること。」とありますが、「事業契約締結後」については、「契約締結後」と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。要求水準書を修正します。

要求水準書(別紙)に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
132	別紙1 遵守すべき法令等	1								提案書提出日以降事業契約締結迄に係る法令が変更されたことにより事業費が増加する場合、合理的な増加額については市の負担として頂けないでしょうか。	提案書提出時に具体的に想定される法令変更については、提案内容に織り込んでください。提案書提出時には全く想定できなかった法令変更が行われ、かつ当該法令変更の効力が契約締結までに生じ、そのために事業者の本事業実施の費用が増減する場合は、その取り扱いについて協議を行うものとします。
133	別紙2 現況測量図等CADデータ									現況測量図等のCADデータをご提供いただけますでしょうか。	CADデータは希望者に提供することとします。
134	別紙4 インフラ設備現況図									インフラ図で読み取れないため、既存最終樹の位置が分かる資料をご提示ください。	下水関係の詳細な図面はHPで公開しておりますので、そちらからご覧ください。 <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a78445/kurashi/sumai/sewage/daichou/gesuido_udaichou.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a78445/kurashi/sumai/sewage/daichou/gesuido_udaichou.html</a>
135	別紙7 必要諸室及び仕様	5								中央監視室内に職員用トイレを設けることとありますが、室内でなく管理者関係諸室の共用として設置しても構わないでしょうか？臭気の問題もあり室内に設置は望ましくないと考えます。	中央監視室内の職員用トイレの設置は要求水準書から削除します。
136	別紙9 仮設席整備計画									仮設席設置について、負担は大会主催者側とありますが、その費用に施設変更計画への対応や変更工事、復旧工事中の休館等、補償対応も含まれるということでしょうか。また現状J復旧が原則として、復旧後の施設性能の変動リスク負担はどこになるかご教授下さい。	前段については、ご理解の通りです。 後段については、事業者の負担は想定していません。

要求水準書(別紙)に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
137	別紙12 自由提案事業に係る行政財産貸付料等	8	4	(6)	②					自由提案事業に係る行政財産の貸付料に関して、以下の定めとなっています。 目的外使用料(月額):a+b a 当該建物の時価(※1)×利用割合(※2)×5/1,000 b(当該建物の月額償却費+当該建物の月額修繕料+当該建物の月額損害保険料(※3))×利用割合×当該建物の敷地の時価(※4)×5/1,000×利用割合 上記に関して、自由提案事業に係る行政財産貸付料の見込みを算出するにあたり、参考として、現施設での個別事例を挙げていただき、当該事例における現施設における上記計算式のそれぞれの具体的な数値をご教示いただけないでしょうか。 具体的には、以下の項目です。 ①現施設の建物の時価 ②利用割合 ③現施設の月額償却費 ④現施設の月額修繕料 ⑤現施設の月額損害保険料 ⑥現施設の敷地の時価	現施設では、売店として利用されています。 ①907,936,400円 ②8.79㎡/11,769.86㎡ ③4,203,409.333円 ④3,026,454.72円 ⑤0円 ⑥1,642,871,045円 なお、aは毎年、bは3年に一度の価格変更がある可能性があります。
138	別紙16 神戸市立ポートアイランドスポーツセンター利用状況		1							令和4年度の利用人数をご教示願います。	令和4年度の利用者を別紙16に追加いたします。
139	別紙17 神戸市立ポートアイランドスポーツセンター収支状況		1.2							令和4年度の収支状況をご教示願います。また、令和元年度～令和3年度は収入に市からの損失補填が含まれておりますが、この内訳についてもご教示願います。	コロナ禍の利用制限に伴う、指定管理者への損失補填です。
140	別紙17 神戸市立ポートアイランドスポーツセンター収支状況		2							支出④施設維持管理費に含まれる修繕費額をご教示願います。	修繕費額は6,800千円となっています。
141	別紙19 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターエネルギー使用量									令和4年度のエネルギー使用量をご教示願います。	令和4年度のエネルギー使用量は以下の通りです。 電気:1,785,593kWh ガス:127,687m <sup>3</sup> 水道:23,756m <sup>3</sup>

要求水準書(別紙)に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質 問	回 答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
142	別紙22 神戸市立ポートアイ ランドスポーツセン ター利用者属性									年間の利用者属性があればご教授ください。	要求水準書別紙22をご参照ください。
143	別紙22 神戸市立ポートアイ ランドスポーツセン ター利用者属性	2	1		③					③スケートリンクに関して、調査数110名、回答者数80名とありますが、男女比の数値の合計だけで189名いるかと思われますので、正しい調査数、回答者数についてご教示ください。	正しくは、調査数400名、回答者数191名(回答率47.75%)です。別紙22を修正します。
144	別紙23 環境形成協定書 (案)	2	7							「建築設備はルーバー・パラペット等で囲み、公共の場所から見える位置には露出させないものとする。」とありますが、当該基準は削除いただけないでしょうか。	変更要望は可能ですが、基本的には別紙23の内容を変更できないとご理解下さい。
145	別紙23 環境形成協定書 (案)	2	9							緑地における植栽量が定められていますが、当該基準は削除いただけないでしょうか。	変更要望は可能ですが、基本的には別紙23の内容を変更できないとご理解下さい。
146	別紙23 環境形成協定書 (案)	3	11							施設における燃料の使用制限が定められていますが、当該基準は削除いただけないでしょうか。	変更要望は可能ですが、基本的には別紙23の内容を変更できないとご理解下さい。

基本協定書(案)に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
147	定義(入札説明書等)	1	2	(6)							「『入札説明書等』とは…並びに入札説明書の添付資料及び付属資料(質問回答及び公表後の修正を含む。)をいう。」とありますが、入札説明書1頁の定義と同様、「入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)及び事業契約書」であり、当該各資料の質問回答及び公表後の修正を含むものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。また、NO.218の回答もご参照ください。
148	業務の委託又は請負		6条	2項							「各業務の実施の準備に着手するときまでに、…各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ」とあり、事業契約別紙2事業日程表には、設計・建設期間は事業契約締結日からとあります。つまり基本協定の締結日から設計業務の開始日(=事業契約締結日)までの4か月の間に、設計契約を締結しなければならないと読み取れます。しかし、実務上、設計企業との調整に時間を要した場合、期日までに締結できるとは限らないため、「設計業務委託契約は事業契約締結後速やかに締結」としていただけないでしょうか。	事業者と設計企業との契約締結に時間を要する場合、業務開始の際に当事者間で交わす請書ないし指示書を提出し、正式な契約締結時にその写しを市に提出することで、本項の要件を満たすものとします。
149	事業契約		7条	2項							対象施設の指定管理者は、どのような手続きを経て指定されるのでしょうか？その時期は、仮契約の議決が得られるのと同じタイミングと考えておいてよろしいでしょうか	入札説明書23頁「9(1)指定管理者の指定」に記載のとおり、事業契約時に、事業者を本施設の指定管理者として指定する予定です。
150	事業契約		7条	5項	2号						「…落札者が、本協定について、…」と記載ありますが、「本協定について」とは「本事業の入札において」と同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
151	事業契約		7条	5項	4号						事業契約書(案)第134条に規定されているのと同様に、本号についても「本事業において」規定されているとの理解でよろしいでしょうか。	第7条第5項第4号、第5号および第6号の冒頭に、「本事業の入札に関し、」を挿入する修正を行うこととします。
152	解除要件	4	7条	5項	(4)						本号は本事業の入札に限定されていませんが、事業契約書第134条第1項と同様に、本事業の入札に関する場合に限定されるよう「本事業の入札に関して、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。」としていただけないでしょうか。	NO.151の回答をご参照ください。
153	解除要件	4	7条	5項	(5)						本号は本事業の入札に限定されていませんが、事業契約書第134条第1項と同様に、本事業の入札に関する場合に限定されるよう「本事業の入札に関して、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。」としていただけないでしょうか。	NO.151の回答をご参照ください。
154	解除要件	4	7条	5項	(6)						本号は本事業の入札に限定されていませんが、事業契約書第134条第1項と同様に、本事業の入札に関する場合に限定されるよう「その他、本事業の入札に関して、落札者が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。」としていただけないでしょうか。	NO.151の回答をご参照ください。
155	暴力団等の排除に関する措置	5	8条	3項							事業契約締結後に本項に該当する事項が生じた場合は、事業契約が優先されるため、第11条第2項と同様に、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合にのみ課される形となる理解で宜しいでしょうか。	本条第2項は本協定および事業契約の仮契約の解除を規定しており、事業契約の本契約の解除は想定しておりません。従って、事業契約の本契約の締結までに違約金の発生事由に抵触したことが明らかになった場合の規定となります。

基本協定書(案)に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
156	暴力団等の排除に関する措置		8条	3項							本項に該当する事項が生じた場合、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合にのみ課されるという理解で宜しいでしょうか。事業契約第135条3項にも同様の規定がございますが、基本協定の違約金と二重に課されないという理解です。	NO.155 の回答をご参照ください。
157	暴力団等の排除に関する措置	5	8条	3項							本条項は、事業契約の本契約締結日まで適用され、事業契約の本契約締結日以降は事業契約第135条第3項に係る違約金が適用されるということで、両方の違約金が重複して課されることはない、との理解でよろしいでしょうか。	NO.155 の回答をご参照ください。
158	違約金の額	5	8条	3項							「落札金額」は、消費税及び地方消費税を含んだ額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
159	暴力団等の排除に関する措置	5	8条	6項							「落札者は、連帯して第3項又は第5項の額を市に支払わなければならない。」と記載されておりますが、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付け(帰責性を有するものが連帯して負担)として頂きますようご検討をお願い致します。	原文の通りとします。
160	事業契約不成立の場合の処理	5	10条								事由を問わず事業契約の効力発生に至らなかった場合、相互に債権債務関係なしとされていますが、議会承認を得られない場合を除き、貴市都合による本事業の中止にあつては、落札者に生じた費用負担についてご協議いただけないでしょうか。	原文の通りとします。なお、基本協定締結後、市の都合による本事業の中止で事業契約を締結しない状況は想定しておりません。
161	解約並びに違約金等		11条								基本協定締結後に違約金が発生するのは、第7条5項各号もしくは、落札者の責めに帰すべき事由(落札者のいずれかが入札説明書に定める事業の参加資格を除く)により第7条1項に定める期日までに事業仮契約に至らなかった場合に限定される理解でよろしいでしょうか。	基本協定締結後に違約金が発生するのは、第11条第2項および第3項のほか、第8条第3項の規定による場合もあり得ます。
162	解除並びに違約金等	6	11条	2項							連帯債務となりますと構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、帰責企業がリスクを負担する建付け(帰責性を有するものが連帯して負担)として頂きますようご検討をお願い致します。	原文の通りとします。
163	解除並びに違約金等	6	11条	2項							「入札金額」は、消費税及び地方消費税を含んだ額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
164	解除並びに違約金等	6	11条	2項							本条項は、事業契約の本契約締結日まで適用され、事業契約の本契約締結日以降は事業契約第134条第1項に係る違約金が適用されるということで、両方の違約金が重複して課されることはない、との理解でよろしいでしょうか。	本事業の入札に関し談合が認められた場合の違約金については、基本協定と事業契約で違約金を重複して徴求することはありません。

基本協定書(案)に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
165	解除並びに違約金等	6	11条	2項						落札者に第7条第5項各号の事由が生じた場合、落札者は入札金額の100分の10に相当する額を違約金として支払う定めとなっておりますが、第7条第5項第5号及び第6号は、本事業に限定されていません。違約金は、本協定を解除するか否にかかわらず課されるものであり、本事業に関係のない事情において課される違約金としては過大です。同第5号及び第6号を除外していただけないでしょうか。又は、本事業に限定して生じた場合としていただけないでしょうか。	第7条第5項第4号、第5号および第6号を修正いたします。NO.151の回答をご参照ください。
166	解除並びに違約金等		11条	2.3項						2項、3項はいずれも、基本協定締結後、事業契約の締結日までの期間の取り決めとの理解でよろしいでしょうか？	本条第2項は事業契約の本契約の締結日までに落札者に第7条第5項各号の事由が生じた場合の規定で、第3項は第7条第1項に定める期日までに事業仮契約の締結に至らなかった場合の規定です。
167	解除並びに違約金等		11条	3項						基本協定締結後、代表企業が指名停止を受けて参加資格を喪失した場合、事業契約の締結は行なわれないが違約金の対象にはならない、との理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
168	解除並びに違約金等	6	11条	3項						本項の違約金は、事業契約が締結されない場合の違約金であり、貴市及び事業者間の協議に時間を要する等の事情によって、指定期日を過ぎるものの、後に仮契約が締結された場合には課されないという理解でよろしいでしょうか。	事業契約の仮契約は、第7条第1項の期限までに締結するものとします。
169	解除並びに違約金等	6	11条	3項						「前項の場合を除き、落札者のいずれかの責めに帰すべき事由(落札者のいずれかが入札説明書に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合を除く)により～」とありますが、落札者のいずれかが入札説明書に定める本事業の参加資格を欠くに至り、事業仮契約の締結に至らなかった場合には、違約金等は課されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
170	解除並びに違約金等	6	11条	3項						「前項の場合を除き、落札者のいずれかの責めに帰すべき事由(落札者のいずれかが入札説明書に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合を除く)により～事業契約の締結に至らなかった場合」とありますが、第11条第2項の場合、入札説明書に定める参加資格を欠くに至る場合の他に事業仮契約の締結に至らないのは、どのような場合を想定されているかご教示ください。	例えば、企業の内紛等で企業活動が事実上停止した場合が考えられます。
171	別紙1 設立時の出資者一覧									「事業予定者の役員(氏名)の当該出資者における役職」の欄には、構成企業の代表者名を記載すれば良いでしょうか。異なる場合、記載すべき内容をご教示ください。	構成員が事業者役員を派遣する場合、当該役員は構成員の組織内における役職を記載してください。

事業契約書(案)に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
172	要求水準書の充足	1	7条							要求水準の未充足部分のあることが判明した場合、事業者に責任を負わせる期間は、第52条契約不適合責任と同等の扱いという理解でよろしいでしょうか？	本条が規定する要求水準未充足の責任について第52条の適用はありません。
173	要求水準書等の充足	1	7条	1項						「提案書類について、要求水準書が定める水準及び仕様を満たしていない部分(以下「未充足部分」という。)のあることが判明した場合」とありますが、未充足部分は、市と事業者の協議により、提案内容が、要求水準書が定める水準及び仕様から一般的に読み取れる内容を明らかに充足していない場合において、合理的に判断されるとの理解でよろしいでしょうか。	市がモニタリングにより要求水準の未達成又は未達成のおそれがあると判断する際、事業者との協議を前提としているわけではありませんが、必要に応じて協議することとします。また、モニタリングでは提案された内容に限らず、各業務が適切に実施されているか確認しますので、充足していない場合は未達成に該当します。
174	事業者の責任と負担	2	9条	3項						事業契約書第14条の関係者協議会にて取り決めた事項については、9条3項の「この契約等に別段の定めがある場合」に該当し、市と事業者、関係者で応分の責任を負うことを妨げないとの理解でよろしいでしょうか？	関係者協議会で取り決めた事項は、事業契約の一部を成すものとお考えください。
175	事業者の責任と負担	2	9条	3項						「市による承諾、確認～市は何ら責任を負わず」とありますが、第20条の許認可、届出等に係るものについてのみ責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。全ての承諾、確認した事項について何ら責任を負わないという事であれば、設計完了時に確認、承諾頂いた計画内容で施工・引き渡した場合でも施設完成後に市が自由に変更を要望できることとなります。	「市による承諾、確認～市は何ら責任を負わず」との内容は、第20条の許認可、届出等に係るものについてのみ責任を負わないということではありません。本条に定めるとおり、市が承諾や確認などを行った場合でも、そのことにより事業者が責任を免れることはありません。
176	契約保証金	3	13条	1項						契約保証金の金額として「サービス購入料A に相当する金額の100分の10以上の金額」及び「運営・維持管理期間の第2事業年度のサービス購入料Cの合計に相当する金額の100分の10以上の金額」と記載されておりますが、それぞれ消費税込みの金額とする理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
177	契約保証金	4	13条	5項	1号					事業者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合、その保証額については第1項第1号または第1項第2号に定める額以上という理解でよろしいでしょうか。	事業者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合、その保証額については、第1項第1号及び同第2号に規定するものについて、それぞれ、各号に定める額以上としてください。
178	契約保証金	4	13条	6項						契約保証金を第5条第1項に定める履行保証保険を提出した場合に、第6項のように契約金額が増減したときに履行保証保険の保証金額を増減する必要はない、との理解でよろしいでしょうか。	本条第6項は、契約金額の変更があった場合、契約金額の増額分に相当する契約保証金を追徴し、または契約金額の減額があったときは減額分に相当する契約保証金を返還することを定める規定です。この趣旨から、契約保証金の代替として履行保証保険が締結される場合、契約金額の変更に合わせて保険金額も変更してください。
179	契約保証金	4	13条	8項						履行保証保険を構成員または協力企業をして締結せしめることができる条文と認識しております。 例えば、維持管理企業および運営企業のそれぞれが、対価Cを構成する各業務の対価に見合う履行保証保険を締結し提出することで要件を満足できると考えてよろしいでしょうか。	基本的にご理解の通りですが、詳細は、落札者決定後に市と調整してください。

事業契約書(案)に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
180	協議が整わなかった場合	5	16条	1項							サービス購入料の変更が伴う協議の場合、最終的な決定権は市が持つと なってしまうと事業者に不利になってしまいます。サービス購入料の変更が伴 う協議の場合、市及び事業者双方が納得するまで協議を継続するというこ とが基本的な考えであるとの理解でよろしいでしょうか。	協議が整わない事項について、市及び事業者が双方納得するまで協議を継 続するという事は不可能です。一定の協議を経て協議が整わない場合に市 が決定するという内容をご理解ください。なお市は、行政機関として不合理な 決定は行いません。また、事業者が市の決定内容に不満である場合、調停等 の申し立てを妨げるものではありませんが、市の決定に不満があることのみを もって事業契約の履行を停止することはできません。
181	協議が整わなかった場合	5	16条	1項							「・・・協議が整わなかったときは・・・最終的な決定権は市が持つこととする」と ありますが、その場合、市は合理的な理由に基づき決定するものと理解して 宜しいでしょうか。	NO.180の回答をご参照ください。
182	協議が整わなかった場合	5	16条	1項							「協議が整わなかったときは最終的な決定権は市が持つ」とあるほか、事業者 の意見聴取も市の判断で行われる内容となっており、原案は一見して不平等 な内容に見受けられます。 市が行う決定には、事業者の意見を踏まえた合理性が伴う決定・判断である ことを確認させてください。	NO.180の回答をご参照ください。
183	統括責任者	5	17条								統括責任者の選出に、事業者への出資企業の社員等の基準はございますで しょうか？ また、その交代にあたり、建設企業から運営企業の社員等、企業をまたがって の交代は可能との理解でよろしいでしょうか？	前段について、統括責任者は、原則として事業者、構成員又は協力企業が 直接雇用する正社員としてください。 後段について、ご理解の通りですが、統括責任者の変更は、「事前に市の承 認を得ること」とします。市は、SPCと緊密に連携、調整を行える者として認め た場合に、統括責任者の変更を承認することとします。
184	第20条 許認可、 届出等	6	20条	2項							「・・・許認可の申請又は届出に際して、市に対し書面による事前説明を行い」 とありますが、事前の市と事業者の協議により、一部の申請又は届出につい ては事前説明を省略することを可として頂けないでしょうか。	本項の運用について、市と事業者が協議して定めることは妨げられません。
185	許認可、届出等	6	20条	5項							「事業者は、第2項に定める許認可取得又は届出の遅延により本件業務の業 務費用が増加し又は損害が生じた場合、当該増加費用又は損害を事業者が 負担する」となっていますが、当該遅延が行政側の都合によるもののほか 事業者には帰責事由が無い場合には、増加費用等の負担についてご協議いた だけないでしょうか。	許認可にかかる事業スケジュールについては、必要に応じ、市は事業者の協 議の要請に応じます。ただし、市の責めに帰すことのできる事由による場合を 除き、許認可の遅延にかかる事業者の増加費用を負担することはできません。 事業者は、余裕を持った許認可取得のスケジュールを提案してください。
186	業務の委託等	6	21条	2項							「やむを得ない特段の合理的な理由を示す資料及び当該委託等を行っても 事業者がこの契約上の債務を履行するのに支障がないことを示す資料」とは 具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。また、不合理に認めら れないことはないという理解でよいでしょうか。	必要な資料については、具体的な状況により異なると考えられるので、回答 することができません。また、市は行政機関として不合理な決定は行いませ ん。
187	条件変更等	8	24条	1項	(2)						埋蔵文化財、土壌汚染、地中障害物等が見つかった場合には、市及び事業 者の双方からサービス購入料の変更、引渡予定日の変更等を含めた協議を 請求できる内容に変更していただけないでしょうか。	原文の通りとします。
188	要求水準書の変更 協議	9	25条	5項							「市は、前項の決定内容と理由を示して、必要な設計図書又は業務計画書 の変更を求める旨を事業者へ通知し、事業者は、この通知を受けてから遅滞な く、変更後の設計図書又は業務計画書を市に提出し、市の承認を受けなけ ればならない」とありますが、設計図書の変更等がある場合は、協議等に係る 期間をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

事業契約書(案)に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
189	本件施設用地等の使用	10	28条	3項							本件施設用地の使用に係る補修費等の必要費、改良費等の有益費その他の費用の追加的な支出は、事業者がその責任において費用を負担する。事業者はその費用を市に請求することはできない」とありますが、予めご提示いただいた資料と、土壌汚染及び地中障害物等の条件が違う場合で、土地を改良等する場合においては、第24条及び第26条に基づく条件変更として、当該改良に要する費用について貴市にご請求できるという理解でよろしいでしょうか。	あらかじめ市が提示した資料等の内容及び当該資料等から合理的に想定できる内容と、実際の本件施設用地の状況が異なった場合、第24条第2項により要求水準書の変更の協議を行い、市は事業者の合理的な増加費用分を負担します。
190	設計業務責任者の設置	11	30条	1項							事業契約書第30条、第34条、第54条、第93条、第103条を比較すると、建設、工事監理、開業準備業務は届出のみである一方、設計、運営、維持管理業務は届け出だけでなく事前承認も必要な建付けとなっていますが、この違いは何によるものでしょうか。	運営、維持管理業務に関しては、必要な知識及び技能を有する者であるかの確認が特に必要であると考えため、届出、承認を必要としております。
191	設計計画書	11	30条	1項							「事業者は、この契約の締結後速やかに～詳細工程表を含む設計計画書を作成した上」とありますが、詳細工程表とは、設計業務に係る詳細工程表との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
192	本件施設の建設工事に伴い第三者に及ぼした損害	14	41条	1項							公共工事標準請負契約約款に準じて、施工に関して事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由により第三者に与えた損害を補償するときは市が負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	工事により第三者に対して損害を生じさせた場合、事業者側で対応し、損害を負担してください。質問にある公共工事標準請負契約約款の規定のような事業者側の免責の規定は設けません。
193	備品の搬入及び設置(附帯事業)について	15	42条	1項							「附帯事業のために調達した備品の所有権は事業者または付帯事業を実施する構成員の所有とし」とありますが、附帯事業を協力企業が実施する場合には、その所有は協力企業であっても差し支えないでしょうか。	ご理解の通りです。
194	業務従事者名簿の提出等	20	56条	2項							市は、業務従事者名簿に記載された責任者等の中にその業務を行うのに不相当と合理的に認められる者がいると認めるときは、その事由を明記して、事業者に対してその交代を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。とありますが、合理的に認められる者の基準をご教示願います。	不相当かどうかは、要求水準書、業務計画書、各種マニュアル等及び提案書に照らして判断します。
195	マニュアル類	20	58条	1項							事業者は、施設・設備の運転操作マニュアルなど、必要なマニュアルを作成し、市の承諾を受けるものとする。とありますが、いつまでに作成し承諾を受ければよろしいでしょうか。	開業準備期間中に承認を受けてください。
196	保険の付保	22	68条	2項							当該第三者を保険に加入させる旨の記載がありますが、事業者(SPC)から委託する先となる構成員または協力企業(直接請負人)が当該保険を付保する必要があるということでしょうか。	SPCが保険に加入しない場合は、業務を受託する構成員または協力会社の保険加入が必要です。
197	保険の付保	22	68条	2項							例えば、構成企業や協力企業等の直接請負人が別紙6に定める保険について、市までを被保険者に含めて付保した場合、事業者による付保は免除されると考えてよろしいでしょうか。(事業者と委託先の保険重複回避の是非)	ご理解の通りです。なお、NO.196の回答もご参照ください。

事業契約書(案)に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
198	緊急時の対応	24	79条	4項							緊急時に必要な体制をとるものとありますが、当該体制についての基準がありません。事業者側の任意提案と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、定義・基準について御教示ください。	事業契約書(案)別紙9に記載のない事項は市と事業者が協議をして決定します。(緊急時の状況にもよるため)
199	市の都合による指定の取消し等	26	88条	1項							市の都合による指定管理者の取り消し等があったことにより事業者に損害が発生した場合の負担については同条において定めがありませんが、どのように取り扱われるのでしょうか。	市が本条により指定管理者の指定を取り消す場合、市は同時に第119条第1項の通知を行いますので、事業契約の解除に関しては第119条第2項及び第124条第6項に定める取り扱いとなります。
200	市の都合による指定の取消し等	27	89条	1項							本条に該当し、事業者が損害または損失を被った場合には、第124条第6項に準じて事業者が生じた損害が賠償されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
201	大会等開催への協力	28	95条	2項							大規模大会開催時の水光熱費については、大会主催者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	施設の利用料金の中に当該費用も含まれています。大会主催者から別途水光熱費を徴収することはありません。
202	自由提案事業の実施	29	98条	4項							自由提案事業について、本項但書きにより中止又は終了する場合においては、ペナルティ等は課されないという理解でよろしいでしょうか。	NO.9の回答をご参照ください。
203	運營業務責任者、運營業務主任担当者	30	103条								「…維持管理業務の開始前に、統括責任者の下に、運營業務責任者を配置し、」とありますが、維持管理業務責任者」の誤りではないでしょうか。	ご理解の通りです。事業契約書(案)を修正します。
204	維持管理業務責任者	30	103条								第103条は(運營業務責任者、運營業務主任担当者)ではなく、(維持管理業務責任者、維持管理業務主任担当者)の間違いではないでしょうか。	事業契約書(案)第103条の見出しの「運営」は「維持管理」に修正します。
205	維持管理業務責任者	30	103条	1項							本条の見出し、及び第1項の「運營業務」はそれぞれ「維持管理業務」の誤りではないでしょうか。	NO.203及びNO.204の回答をご参照ください。
206	維持管理業務責任者	30	103条	1項							「維持管理業務の開始前に、統括責任者の下に運營業務責任者を配置」とありますが、運營業務責任者ではなく、維持管理業務責任者の間違いではないでしょうか。	NO.203の回答をご参照ください。
207	本件業務の終了に伴う検査及び支払	33	113条	3項							「この契約等に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められる場合」には、例えば経年による劣化等が該当すると考えてよろしいでしょうか。	経年劣化は、本条項で規定している損傷、汚損等には該当しません。
208	本件施設の引渡し前の解除に伴う支払い	36	122条								「出来高」には設計費用や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
209	損害賠償、違約金等	37	124条	1項							違約金として「サービス購入料Aの100分の10に相当する金額」及び「運営・維持管理期間の第2事業年度におけるサービス購入料Cの合計額)の100分の10に相当する額」と記載されておりますが、それぞれ消費税込みの金額とする理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

事業契約書(案)に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
210	談合その他の不正行為に対する措置	41	134条	6項							前項に従い市がこの契約を解除したときは、第115条第12号によりこの契約が解除されたものとみなし、第122条から第124条の規定を適用する」とありますが、第134条第1項または第3項において定める違約金を支払うことになるため、第124条に定める違約金は重複して課されない、との理解でよろしいでしょうか。	談合防止の規定が適用されて事業者から違約金を徴求する場合で、かつ市が談合防止規定違反を理由として事業契約を解除する場合、契約解除の違約金は徴求しないこととします。
211	談合その他の不正行為に対する措置	42	134条	3項							違約罰として、「契約金額の10分の1に相当する額」及び「当該契約金額の100分の5に相当する額」と記載されておりますが、それぞれ消費税込みの金額とする理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
212	暴力団等の排除に関する措置	43	135条								基本協定書(案)第8条にも同様の規定がございますが、事業契約成立後は本条文が優先される理解で宜しいでしょうか。なお、基本協定書(案)の違約金と二重払いとはならない理解です。	ご理解の通りです。
213	市内事業者への発注	44	137条	1項							市内事業者への発注額を達成できなかった場合の違約金は、建設業務に係る発注のみに適用という理解でよろしいでしょうか。その場合、本事業期間の終了時に建設業務の違約金を課されるのは建設期間終了から10年程度経過しているため、違約金の支払いは建設期間終了時とさせていただけないでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。 後段については、建設期間終了時に変更します。
214	市内事業者への発注	44	137条	1項							「市は、事業者が提案書類において提案した市内事業者への発注額を達成できなかった場合には、事業者に対し違約金を請求することができる。」とありますが、本条項は、建設業務だけでなく、運営・維持管理業務も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	NO.213の回答を参照してください。
215	市内事業者への発注	44	137条	1項							本条項に定める違約金の額は、消費税及び地方消費税の額は含まない、との理解でよろしいでしょうか。	違約金の額は消費税及び地方消費税の額を含みます。
216	個人情報保護	45	142条								改正個人情報保護法の施行に伴い、個人情報保護に関する運用は貴市において見直されたと思われま。本条文及び別紙11の記載に変更ないでしょうか。	NO.86の回答をご参照ください。本条及び別紙11の内容を修正します。
217	別紙1 定義(入札説明書等)	49									「入札説明書等」の項目に記載の「次の各資料」とは何を指しているかご教示ください。	「次の各資料」は以下の資料を指します。別紙1を修正します。 神戸市立ポートアイランドスポーツセンター再整備事業 基本協定書(案) 神戸市立ポートアイランドスポーツセンター再整備事業 事業契約書(案) 神戸市立ポートアイランドスポーツセンター再整備事業 落札者決定基準 神戸市立ポートアイランドスポーツセンター再整備事業 様式集

事業契約書(案)に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
218	別紙1 用語の定義	49								「入札説明書等」の定義について、入札説明書の公表後・入札までに公表された修正・質問回答を含むとされていますが、実施方針に関する質問回答もその解釈に含まれるものとしていただけないでしょうか。 重複した質問を再度行う必要が生じるため、対話・質疑等で変更された場合は後日回答の内容が優先されることとして整理させていただければと存じます。 ※入札説明書公表以降に修正した資料や質問回答が優先されることは問題ございません。	入札説明書の第1頁の最終段落に、「入札説明書等と実施方針及び実施方針等に関する質問及び意見に対する回答並びに意見交換会の記録に相違のある場合は、入札説明書等の規定が優先する。」とあるため、「実施方針及び実施方針等に関する質問及び意見に対する回答並びに意見交換会の記録」は、入札説明書等に反しない限りでこの入札に適用があることが前提とご理解ください。
219	別紙1 用語の定義	50								「要求水準書」の定義について、入札説明書の公表後・入札までに公表された修正・質問回答を含むとされていますが、実施方針に関する質問回答もその解釈に含まれるものとしていただけないでしょうか。 重複した質問を再度行う必要が生じるため、対話・質疑等で変更された場合は後日回答の内容が優先されることとして整理させていただければと存じます。 ※入札説明書公表以降に修正した資料や質問回答が優先されることは問題ございません。	NO.218の回答をご参照ください。
220	別紙6	55	1	(2)						第三者賠償責任保険等は、企業包括での付保に加え、保険金額を満たすよう追加で保険付保する形でもよろしいでしょうか。	市は、提案された保険の内容の具体を確認したうえで判断します。必要に応じ、競争的対話の議題としてください。
221	別紙6 付保すべき保険	56	3							引き渡し後に付す保険として、「第三者賠償責任保険」「施設賠償責任保険」がありますが、これらの保険の保険期間については、毎年度更新とすることも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
222	別紙9 避難所等の開設及びへの協力によって生じる費用の負担	63	5	4						避難所等の開設及び運営の協力によって発生した必要経費については、合理的な範囲で貴市がご負担いただけるとのことですが、避難者に提供する物資は貴市の負担により提供頂けるという理解でよろしいでしょうか。	避難所で供給する物資は市で配布を行いますが、独自に備蓄していただくことを妨げるものではありません。
223	別紙11 神戸市個人情報保護条例	65	1							改正個人情報保護法の施行に伴い、個人情報保護に関する運用は貴市において見直されたと思われませんが、本条記載に変更ないでしょうか。	NO.216の回答をご参照ください。
224	別添資料1 設計・建設に係る確認方法	3	2	(1)	③					貴市の判断により必要に応じて施工部分を破壊し、品質・性能の確認を行った場合において、要求水準確認計画書及び要求水準を満たしていることが確認できた場合においては、その確認及び復旧に係る費用は、貴市の負担として頂けないでしょうか。	要求水準を満たしていることの確認のために行うもので、施工部分の破壊は、必要がある場合で最小限度です。原文の通りとします。
225	別添資料1 設計・建設に係る確認方法	3	2	(1)	④					検査又は復旧に直接要する費用は事業者の負担とされていますが、不具合等が確認できず、要求水準を満たしていることが確認できた場合においては、当該費用は貴市の負担としていただけないでしょうか。	NO.224の回答をご参照ください。

事業契約書(案)に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
226	別添資料1 運営・維持管理に係る確認方法	5	2	(3)	②						「運営・維持管理準備報告書」とありますが、「運営・維持管理業務報告書」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。別添資料1を修正します。
227	別添資料1 設計・建設に係る要求水準の未達成の場合の措置	7	3	(1)							「要求水準が未達成または未達成のおそれがあると判断した場合」とありますが、市と事業者の協議により、提案内容が、要求水準書が定める水準及び仕様から一般的に読み取れる内容を明らかに充足していない場合に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	NO.173の回答をご参照ください。
228	別添資料1 要求水準未達の措置	10	3	(2)	①	ウ					是正レベルの例示の表において「施設の全部が1日中使用できない」等、事業者に帰責事由が無い場合にも生じ得る事態の記載がありますが、例示されている事情に該当するのは、事業者に帰責事由がある場合という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
229	別添資料1 サービス購入料の減額(案)	10	3	(2)	①	ウ					サービス購入料C-3について、「実施予定の修繕・更新業務の未実施」が是正レベル1の例としてあげられておりますが、合理的な変更理由により当初計画と異なる年度で実施することが適切であった場合、貴市と事業者の協議により実施年度の変更(前倒し、後倒しとも)を認めていただけますでしょうか。また、上記の場合、減額ポイント対象外としていただけますでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。 後段については、協議により実施予定年度が変更され当該年度の業務ではなくなった業務は、当該年度のモニタリングの対象ではなくなります。
230	別添資料1 サービス購入料の減額(案)	10	3	(2)	①	ウ					サービス購入料C-3について、点検や施設劣化調査等の結果、事業期間外での実施が適切と判断した場合、かつ当初想定していなかった優先度の高い修繕が他の設備等で発生した際、実施対象設備等の変更を認めていただけますでしょうか。 ※サービス対価C-3の範囲内で対応(付替え) また、上記の場合、実施予定修繕の未実施が発生することが想定されますが、減額ポイント対象外としていただけますでしょうか。	NO.229 の回答をご参照ください。
231	別添資料1 サービス購入料の減額	12	3	(2)	③						「③サービス購入料の減額」の表において、「四半期の罰則点の合計」は、「支払い区分ごとの四半期の罰則点の合計」との理解でよろしいでしょうか。また、サービス購入料B及びCとありますが、サービス購入料Cは、C-1～C-4を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
232	別添資料1 減額点の繰り越し	12	3	(2)	④						「是正レベル2の事象による四半期の累積罰則点が4点以下で減額が行われなかった場合、当該罰則点は翌四半期以降に繰り越す。ただし、罰則点が計上されなかった四半期が翌四半期から2期連続した場合は、罰則点は0となり、累積罰則点は消滅する。」とありますが、是正レベル2の事象による四半期の累積罰則点が4点以下で減額が行われなかった場合には、当該罰則点は翌四半期以降に繰り越さず消滅することとしていただけないでしょうか。	原文の通りとします。
233	別添資料2 サービス購入料の構成及び支払い方法	1									事業者が開業準備及び運営維持管理期間中に付保する履行保証保険料は、サービス購入料BもしくはC-4どちらに含めてもよいでしょうか。	ご理解の通りです。

事業契約書(案)に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
234	別添資料2 サービス購入料の 構成及び支払方法 等	4	3	(3)	③						修繕・更新業務費について、事業者から委託した維持管理業務受託企業の元請経費または発注代行経費も当該対価に含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
235	別添資料2 サービス購入料の 支払方法	5	4								端数が生じた場合は、当該端数は初回で調整すればよろしいでしょうか。それとも最終回で調整すれば宜しいでしょうか。	初回で調整してください。
236	別添資料2 サービス購入料の 支払方法(サービス 購入料A)	5	4	(1)							サービス購入料Aに係る消費税は、毎年度の支払い時に合わせて支払っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
237	別添資料2 サービス購入料の 支払方法(サービス 購入料A)	5	4	(1)	①						「本交付金を申請する場合～」とありますが、本交付金を申請するかどうかは、いつ頃決定される見込みかご教示ください。	本交付金は申請する方針です。
238	別添資料2 サービス購入料の 支払方法(サービス 購入料A)	5	4	(1)	①						「本交付金を申請する場合、交付対象部分の設計・建設業務費については、当該年度の出来高検査に合格していても当該年度の支払金額には含めず、交付金の交付申請年度(令和9年度を想定)の支払金額に含める」とありますが、令和6年度から8年度については、設計・建設業務費から参考と記載のある交付金合計(215,526千円)を差し引いた額について、毎年度の出来高率に応じた額が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
239	別添資料2 サービス購入料の 支払方法(サービス 購入料A)	5	4	(1)	①						サービス購入料Aの毎年度の支払いには、SPCの開業に伴う費用、引渡日までのSPCの運営費等も含めて出来高払いになるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
240	別添資料2 サービス購入料の 支払方法(サービス 購入料A)	5	4	(1)	②						令和9年度のサービス購入料Aに関して、「PFI事業者は、本施設の引渡日以降に請求書を発行し、その受領後令和10年5月末までに、市が支払いを行う」とありますが、引渡予定日が令和9年12月末までであることから、引渡後にすぐに請求書を発行すれば、令和10年2月末までに支払っていただくことが可能との理解でよろしいでしょうか。	支払期限の変更はありませんが、提出書類等に不備がなければ、書類が揃い次第、支払い手続きを行います。
241	別添資料2 サービス購入料の構 成及び支払い方法	6	4	(3)	②						「各回の支払額はそれぞれ同額とすることを原則とするが、業務実施内容に応じた各回同額以外の提案を認める。」とありますが、例えば修繕が発生する予定時期に合わせてお支払い頂くことは可能でしょうか。	サービス購入料C-3の市の支払方法は、業務実施内容に応じた支払とします。別添資料2を修正します。
242	別添資料2 サービス購入料の構 成及び支払い方法	7	5	(1)	③						各スライドの適用によって、サービス購入料Aが変更となった場合、スライドが適用された当該年度のサービス購入料Aに含んでお支払い頂けるということでしょうか。	サービス購入料Aが物価変動により改定された場合、改定後の金額を支払います。
243	別添資料2	7	5	(1)	③						単品スライド、インプレスライドの適用数値をご教示ください。	改定の際に用いる指標等は、その時点で適切なものを採用します。

事業契約書(案)に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字 (英字)	ローマ		
244	別添資料2 サービス購入料の構成及び支払い方法	9	5	(3)	②					利用者の増減等による「提案時の料金収入見込み額」の変動に伴う運営・維持管理の対価の改定について、利用実績に基づき見直しの協議を行うとございますが、見直しの基準や見直し方法について、ご教授いただけますでしょうか？	現時点でお示しすることはできません。利用実績に応じて市で判断いたします。
245	別添資料2 光熱水費の対価 (サービス購入料D)物価変動による単価の改定	9	5	(4)	①	イ				改定は翌年度第1四半期から反映させる。とありますが、年度途中で急激な物価変動があった場合も、当該年度中では改定を行わないということでしょうか。その場合、事業者にとっては非常に不利な条件となるため、当該年度の改定(補填)としていただけないでしょうか。	原文の通りとします。
246	別添資料2 サービス購入料の構成及び支払方法 (物価変動による単価の改定)	10	5	(4)	①	ウ				光熱水費の単価改定について、昨今のような物価上昇局面では前年度以前の指標値よりも実際の支払単価が上回ることが想定され、事業者でコントロールできないリスクを負うことになります。そこで、経済的なインフラ事業者を事業者が合理的に選定することを前提に、光熱水費単価は実費精算とさせていただきますでしょうか。	原文の通りとします。
247	別添資料2 水光熱費改定	10	5	(4)	①	ウ				「令和5年度の指標(令和4年8月から令和6年7月までの12か月平均値)」とありますが、「令和6年7月」は、「令和5年7月」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。別添資料2を修正します。
248	別添資料2 光熱水費の対価 (サービス購入料D)使用量における計画と実需の乖離による改定	10	5	(4)	②	ア				入札提案時の各年度の使用量の計画と実需の乖離による改定を年度ごとに行う建て付けとなっていることから、予め使用量を少なく計画し、入札時における光熱水費額を抑制することも十分に考えられます。そのようなことが起きないよう、少なくとも初年度については、市より一律の光熱水費額を提示していただき、整合性を担保していただくようお願いいたします。	原文の通りとします。

落札者決定基準に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質 問	回 答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
249	入札価格の確認	2	2	(4)	②						入札価格の確認は税抜きでの金額で行われるのでしょうか。	入札書(様式3-1-1)には税込み・税抜き両方の記載が必要です。
250	地域経済への配慮	6	4	(1)							提案時に工事発注を予定していた市内企業が倒産する等やむを得ない事情が発生し、代替企業を探す努力を行ったものが見つからなかったことにより、提案書記載の発注割合を達成できなかった場合は、違約金の対象にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	発注割合を達成できない理由により市が判断します。
251	地域経済への配慮	6	4	(1)							建設業務における地元企業(市内に本店を有する者)への発注割合に基づき得点化されることになっていますが、市内に営業機能を有する支店及び営業所を有する企業への発注額についても何らかの評価対象として頂けないでしょうか。	原文の通りとします。
252	地域経済への配慮	6	4	(1)							建設業務については地元企業(市内に本店を有する者)への発注割合に基づき得点化されることになっていますが、同様に運営・維持管理業務の市内企業への発注額についても定量的な得点評価と対象として頂けないでしょうか。	原文の通りとします。なお、建設業務以外の業務についても、市内企業の参加や市内雇用等の具体的な提案を評価の視点としています。

様式集に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)			ローマ
253	提出書類	2	1	(3)							規定の様式に加え、業務提携先等の関心表明書を添付することは可能でしょうか。	可能です。
254	企業名の記載	5	2	(2)							提案書の内容を補足説明するための資料添付(建設期間中の融資確約書や関心表明書等)の提出は問題ない理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
255	企業名の記載	5	2	(2)							企業名及び企業を類推できる記載はしないこと、との記載がございますが、入札参加グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	ご理解の通りです。
256	企業名の記載	5	2	(2)							指定の提出書類について「代表企業、構成員及び協力企業の企業名及び企業を類推できる記載(ロゴマークの使用など)は行わないこと」とありますが、構成員又は協力企業に該当しない企業名(連携や一部の再委託を想定する企業、金融機関等)を記載することは可能でしょうか。	NO.255の回答をご参照ください。
257	企業名の記載	5	2	(2)							代表企業、構成員及び協力企業以外の業務連携先、民間提案施設テナント入居企業等については具体の団体名を提案書に記載可能との理解でよろしいでしょうか。	NO.255の回答をご参照ください。
258	書式等	5	2	(4)							規定の枚数に加え、必要に応じて提案補足資料を添付しても宜しいでしょうか。	不可とします。
259	入札参加表明時の提出書類	6	3	(2)							参加資格申請書類を提出にあたり、書類を綴じた冊子の表紙や背表紙には、事業名やグループ名、提出日等の記載は不要でしょうか。	事業名、グループ名、提出日は記載をしてください。
260	入札時の提出書類	6	3	(3)	③	～	⑦				③から⑦までに示されている書類の正本と副本とは、表紙以外の記載内容に相違がないものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、副本の提出部数を15部に変更します。
261	7.様式集	8									図面6 各階平面図において、「飛び込み台レイアウト」とありますが、誤記という認識で宜しかったでしょうか。	ご理解の通りです。様式集を修正します。
262	7.様式集	9									図面9 展開図において、必要枚数、縮尺は任意という理解で宜しかったでしょうか。	ご理解の通りです。
263	7.様式集	9									図面11 仕上表(内部)と図面12 諸室リストをまとめて作成することは可能でしょうか。天井高さなど情報が重なるものがあると考えられます。	可能です。

様式集に関する質問

No	タイトル	該当箇所									質問	回答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)	ローマ		
264	(様式2)入札時参加表明時の提出書類										本事業への参加表明に記載する会社情報は、貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名・代表者を記載すればより理解で宜しいでしょうか。それとも、本社の情報を記載した方が宜しいでしょうか。	入札参加資格者名簿に登録をしている場合は、その情報を記載してください。
265	様式2-2 入札参加表明書										代表企業、構成企業、協力企業、それぞれに関して、「令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿」において、代表者から委任を受けた神戸支店長で登録をされている場合は、当該神戸支店長名で記載するとのことで良いでしょうか。 この場合、 ①他の様式2-3、2-4、2-5、2-6-1～2-6-5、3-1-1、3-1-2、3-2-1、3-2-2も同様に神戸支店長名での記載で良いでしょうか。 ②様式2-6-1～2-6-5添付書類の「印鑑証明書」は、代表者(社長)印の印鑑証明となりますが、よろしいでしょうか。(神戸支店長の印鑑証明書は無いため)	企業の代表権を持つ名義での記名捺印を原則とします。 ただし、市の入札参加資格者名簿を支店長等の別名義で既に登録し、入札行為の委任が当該者に行われている場合は、名簿に登録している名義での記名捺印を認めます。 この場合、①②については、ご理解の通りです。
266	様式2-2	2他									様式2-2以下、代表企業・構成企業・協力企業の代表者を記載する欄につきましては、各企業の役員や支店長等であれば、必ずしも代表権を持つものでなくても良いでしょうか？	NO.265の回答をご参照ください。
267	様式2-3 入札参加グループ 構成表及び役割分 担表										「本事業における役割」欄については、該当する業務内容のみを記載し、それ以外の業務は削除する、とのことで良いでしょうか。	ご理解の通りです。
268	様式2-3 入札参加グループ 構成表及び役割分 担表										「本事業における役割」欄については、開業準備業務は記載する必要はない、との理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて、その他欄にご記載ください。
269	様式2-3 入札参加グループ 構成表及び役割分 担表										「本事業における役割」欄について、例えば建設業務を甲型IVで2社で行う場合には、当該2社の業務内容は同一内容を記載すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
270	様式2-3 入札参加グループ 構成表及び役割分 担表										運營業務を行う構成企業が建設業務のうち、「備品調達業務」の一部を担う場合、「本事業における役割」欄には「建設(備品)」と記載すればよろしいでしょうか。また、備品調達業務に際しては、資格要件は無い、との理解でよろしいでしょうか。	前段については、「運営に当たる者」、「建設に当たる者(備品調達)」と記入してください。 後段については、構成員又は協力企業として参加し、備品等調達・設置業務を行う場合は、入札説明書7頁の3(1)②を満たしてください。
271	様式2-2,2-3,2-4										実務上、連名で調印するのではなく、企業毎に提出することは可能でしょうか。	様式2-2、2-3、2-4は、1枚に記載しきれない企業数となる可能性があることや押印に時間を要すること等を考慮し、複数枚での提出を認めます。その際は並べて袋綴じし、代表企業の割印をしてください。

様式集に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質 問	回 答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
272	様式2-2、2-3、2-4									様式2-2、2-3、2-4の押印は、令和4・5年度の神戸市競争入札資格名簿に代理人登録している場合も、代理人の印ではなく、印鑑証明書と同じ印を押印するという認識でよろしいでしょうか。	NO.265の回答をご参照ください。
273	(様式2-5)入札参加資格確認申請書兼誓約書									委任先の支店の印鑑証明書がない場合、本社代表者の印鑑証明書を提出する理解で宜しいでしょうか。	NO.265の回答をご参照ください。
274	様式2-5									印鑑証明書を添付することとなっていますが、貴市の指名競争入札参加資格において支店で代理人登録している場合はどのように対応すべきでしょうか。	NO.265の回答をご参照ください。
275	様式2-5 入札参加資格確認申請書兼誓約書									企業によって複数の業務を兼任する場合(例:1企業が運営企業と維持管理企業を兼任する場合)、重複する添付書類(履歴事項全部証明書、印鑑証明書、履行実績を証する書類等)は、正本・副本毎に1通で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
276	(様式2-5)入札参加資格確認申請書兼誓約書									「法人税、消費税、法人事業税、法人市民税を滞納していないことを証する書類」を提出するように記載されておりますが、以下書類を提出すればよい理解で宜しいでしょうか。 ----- 法人税、消費税、法人事業税…納税証明書その3の3 法人市民税…貴市の入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店が所在する地方自治体の納税証明書 -----	ご理解の通りです。
277	様式2-5 入札参加資格確認申請書兼誓約書添付書類									納税証明書に関しては、①法人税及び消費税に関しては、様式その3の3(未納税額のない証明書)、②法人事業税、法人市民税は、それぞれ兵庫県、神戸市所定の納税証明書を添付すれば良い、との理解でよろしいでしょうか。	NO.276の回答をご参照ください。
278	様式2-5 入札参加資格確認申請書兼誓約書添付書類									「令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていることを証する書類」は、原本ではなく、写しでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
279	様式2-6-1									契約金額は、税抜・税込どちらで記載すればよろしいでしょうか。	履行実績を証する書類に記載されている金額であればいずれの金額でも結構です。
280	様式2-6-1 実績調書(施設整備設計)									履行実績を証する書類として、日本建設情報総合センターに登録されているテクリス資料があれば、契約書の添付は不要との理解でよろしいでしょうか。	コリンズ・テクリスも履行実績を証する書類として認めます。コリンズ・テクリスの提出があれば契約書の添付は不要です。

様式集に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
281	様式2-6-2 実績調書(施設整備 建設)									履行実績を証する書類として、日本建設情報総合センターに登録されているコリンズ資料があれば、契約書の添付は不要との理解でよろしいでしょうか。	NO.280の回答をご参照ください。
282	様式2-6-3 実績調書(施設整備 工事監理)									履行実績を証する書類として、日本建設情報総合センターに登録されているテクリス資料があれば、契約書の添付は不要との理解でよろしいでしょうか。	NO.280の回答をご参照ください。
283	様式3-3-5									外部からの借入を予定していない場合、(2)(4)の借入金欄は空白で提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
284	様式3-3-5									初期投資費用とは、施設整備に係る受託企業への支払い費用を記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
285	様式3-3-5 投資計画及び資金調達計画書									(4)借入金明細表欄に関して、「優先劣後構造を採用すること等を予定している場合、劣後借入・普通借入の別等については「その他」に記入してください。」とありますが、「その他」の欄がないため、「その他」の内容をどちらに記載すればよいかご教示ください。	「備考」欄にご記載ください。様式3-3-5を修正します。
286	様式3-3-6 収支計画に関する提案書									「様式3-3-10～3-3-21で示す各費用…」とありますが、「3-3-21」は「3-3-20」の誤りではないでしょうか。	ご理解の通りです。様式3-3-6を修正します。
287	様式3-3-8 市内企業への発注に関する提案書									「構成員である市内企業の施工額」とありますが、事業者から直接業務を請け負う協力企業も含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式3-3-8を修正します。
288	様式3-3-8 市内企業への発注に関する提案書									「建設業務終了後に市内企業の施工額を施工体制台帳等で確認します。」とありますが、事業契約137条より、違約金が課されるのは、事業期間終了時に市内事業者への発注したことを証する書類を提出した後とあります。違約金が課されるのは、前者の建設業務終了後としていただけないでしょうか。	NO.213の回答をご参照ください。
289	様式3-3-8 市内企業への発注に関する提案書									様式3-3-8の提案書への記載としては、様式集に記載のある【市内企業の施工額の計算例】のような図表の形式での記載は必須ではなく、「市内企業の施工額」及び「市内企業の施工割合」の数字のみを記載するので、よろしいでしょうか。	様式は記載例ですが、内容を修正します。
290	様式3-3-9 地域経済への配慮に関する提案書									「市産材・県産材の活用」とありますが、本項目においては、市産材・市内企業だけでなく、県産材、県内企業の活用についても評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	提案評価は落札者決定基準によるものとします。

様式集に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
291	様式3-3-10 初期投資費の内訳書									注 8に「出来高見込(%)欄は、実施設計費及び建設工事費の出来高見込を記載してください。」と記載されておりますが、「設計業務費(A)及び建設業務費(建設工事費)(B)」が該当する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式3-3-10を修正します。
292	様式3-3-10 初期投資費の内訳書									本様式の合計金額がサービス購入料Aの合計金額になるとの理解でよろしいでしょうか。 また、他の様式と同様に本様式も千円単位表示でよろしいでしょうか。	前段については、様式3-3-10はサービス購入料Aと一致をしていなくても結構です。 後段については、ご理解の通りです。様式3-3-10を修正し、「注1 金額は円単位で入力し、千円単位で表示してください」とします。
293	様式3-3-11 開業準備費の内訳書									本様式の合計金額がサービス購入料Bの合計金額になるとの理解でよろしいでしょうか。 また、他の様式と同様に本様式も千円単位表示でよろしいでしょうか。	前段については、様式3-3-11はサービス購入料Bと一致をしていなくても結構です。 後段については、ご理解の通りです。様式3-3-11を修正し、「注1 金額は円単位で入力し、千円単位で表示してください」とします。
294	様式3-3-12 運営・維持管理業務費の内訳書									本様式の合計金額から利用者からの料金収入等見込み額合計(様式3-3-16)を控除した金額がサービス購入料C-1、C-2、C-4の合計金額になるとの理解でよろしいでしょうか。 また、本様式は、A3横1枚で印刷し、A4に織り込んで綴じ込むとのことで良いでしょうか。	前段については、様式3-3-12の合計金額から利用者からの料金収入等見込み額合計(様式3-3-16)を控除した金額はサービス購入料C-1、C-2、C-4の合計金額と一致をしていなくても結構です。 後段については、ご理解の通りです。
295	様式3-3-12 運営・維持管理業務費の内訳書									SPCの利益額(SPC法人税等額、税引き後利益合計)については、「SPC法人税」の欄に記載すればよいでしょうか。	SPCの各種利益は、様式3-3-17に記載してください。
296	様式3-3-12 運営・維持管理業務費の内訳書									維持管理業務(B)には、修繕・更新業務費を含めるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。様式3-3-12を修正します。
297	様式3-3-13 修繕・更新業務費の内訳書									本様式の合計金額がサービス購入料C-3の合計金額になるとの理解でよろしいでしょうか。 また、本様式は、A3横1枚で印刷し、A4に織り込んで綴じ込むとのことで良いでしょうか。	前段については、様式3-3-13はサービス購入料C-3と一致をしていなくても結構です。 後段については、A3横2枚で印刷してA4に織り込んで綴じ込んでください。
298	様式3-3-13 修繕・更新業務費の内訳書									「合計(A+B+C)(税抜)」及び「合計(A+B+C)(税込)」と記載されておりますが、A、B、Cはそれぞれ何に該当しますでしょうか。	建築(A)、設備(B)、什器・備品等(C)とします。様式3-3-13を修正します。
299	様式3-3-13 修繕・更新業務費の内訳書									合計(A+B+C)のABCがそれぞれ何を指すのかご教示願います。	NO.298の回答をご参照ください。
300	様式3-3-14 光熱水費の内訳書									「合計(A+B+C)(税抜)」及び「合計(A+B+C)(税込)」と記載されておりますが、A、B、Cはそれぞれ何に該当しますでしょうか。	電気料金(A)、ガス料金(B)、水道料金(C)、下水道料金(D)、電気料金(E)とします。様式3-3-14を修正します。

様式集に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質 問	回 答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字 (英字)	ローマ		
301	様式3-3-14 光熱水費の内訳書									合計(A+B+C)のABCがそれぞれ何を指すのかご教示願います。	NO.300の回答をご参照ください。
302	様式3-3-14 光熱水費の内訳書									本様式の合計金額がサービス購入料Dの合計金額になるとの理解でよろしいでしょうか。 また、本様式は、A3横1枚で印刷し、A4に織り込んで綴じ込むとのもので良いでしょうか。	前段については、様式3-3-14はサービス購入料Dと一致をしていなくても結構です。 後段については、ご理解の通りです。
303	様式3-3-16 利用料金等収入の 積算内訳書									本様式の内「自由提案事業による収入」の欄(自主事業、附帯事業)に関しては、サービス購入料Cを低減させる見込み額分を記載するとのことで、附帯事業について、サービス購入料Cを低減させる見込み額がゼロの場合は、空欄で良い、との理解でよろしいでしょうか。 また、本様式は、A3横2枚で印刷し、A4に織り込んで綴じ込むとのもので良いでしょうか。	前段については、「自由提案事業による収入」欄を削除します。自由提案事業の収支は様式3-3-19、3-3-20に記載してください。 後段については、ご理解の通りです。
304	様式3-3-17 損益計算書、キャッ シュフロー計算書 及び貸借対照表									「注7 損益計算書、キャッシュフロー計算書、貸借対照表ともに、それぞれ本Microsoft Excel の様式によりA3で1枚で作成してください。」とありますが、本様式は、PL、CF、BSそれぞれをA3・1枚で印刷し、合計A3で3枚となる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
305	様式3-4-18 プール備品 一般備品 スケート備品 計測機器									本様式の単価、金額は、それぞれ円単位で入力、円単位で表示とのことで良いでしょうか。	ご理解の通りです。様式3-4-18を修正します。

その他の質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	(数)	(数)	カナ	(カナ)	英字 (英字)	ローマ		
306	なし									計画地に土壤汚染はないものとしてよろしいでしょうか。もし土壤汚染があるものとする場合、具体的な汚染状態(汚染物質・汚染濃度・汚染深度等)をご提示願います。	対象敷地の登記簿では、昭和50年の公有水面埋立による取得以降、過去に上部利用がなされた履歴はありませんので、土壤汚染はないものと考えております。 土壤汚染があった場合は別途協議させていただきます。
307	なし									土壤汚染対策法第3条・第4条届出については、神戸市様にて実施していただけるとのことによろしいでしょうか。また、調査命令は出ないということによろしいでしょうか。	前段については、事業者側で実施させていただきます。 後段については、NO.306の回答をご参照ください。
308	なし									残土分析にて汚染土が検出された場合、費用および工程は別途協議できるものとしてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
309	なし									着工までの申請スケジュールについて、ご提示可能な資料があればお願いします。既存駐車場の稼働期間、及び工事乗り込み時のアスファルト舗装や駐車場機器等の現地残置状況について、ご教授ください。既存の基礎、インフラの詳細情報などがあれば、ご提示ください。	スケジュールについては事業者の提案になります。既存駐車場は事業者の提案に合わせて閉鎖します。現地残置状況については現状とほぼ変わりはありません。 既存の基礎については不明です。インフラについては要求水準書の別紙4をご参照ください。
310	なし									工事車両の通行時間制限などは無いものとしてよろしいでしょうか？ また、特車申請が必要な車両に関しては、早出もしくは夜間にて搬出入が可能なものとして計画してよろしいでしょうか？	工事車両の通行制限等は、事業者でご確認のうえ、適切に計画してください。
311	なし									埋蔵文化財の有無について記載がありません。埋蔵文化財調査は不要なものとして考えてよろしいでしょうか。	埋蔵文化財の包蔵地には指定されていません。
312	なし									既存と新築建屋が近接しているため、正確に各建物位置を把握して具体的な検証するために、CADデータでの提供を頂けないでしょうか。	CADデータは希望者に提供することとします。
313	なし									搬出入時間の制約と工事関係車両の走行ルートのご指定はございますか	現時点では、制約は特に設けておりません。適切に計画してください。
314	なし									近隣イベントなどによる工事制限や影響などが無いものとしてもよろしいでしょうか。他に施工中における近隣等との取決め、工事における制約がありましたらご教示ねがいます。	近隣イベントなどによる工事制限や個別の取決め・制約はありませんが、法令順守はもちろんのこと、要求水準書に記載のとおり、近隣に及ぼす諸影響を検討し、問題があれば適切な措置を行うこととさせていただきます。